

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設軽種馬育成調教場の
短期使用に関する取扱内規

公益財団法人軽種馬育成調教センター 日高育成総合施設軽種馬育成調教場の 短期使用に関する取扱内規

(制定 平成28年2月26日)
(改正 平成31年4月23日)
(改正 令和元年12月25日)

(目的)

第1条 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領（以下「要領」という。）

第8条第4項に規定する育成調教場を短期間のみの使用を目的とする場合の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

(短期間の定義)

第2条 この内規で定める短期間の定義は、1週間を限度とする期間とし、その適用は1回限りとする。

(短期責任者及び調教要員等)

第3条 短期間のみ育成調教場を使用しようとする者は、短期育成調教責任者（以下「短期責任者」という。）として承認申請を行い場長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、育成調教場使用承認申請書（短期）（様式第1号C）及び必要書類を場長に提出しなければならない。

3 短期責任者は、育成調教を行うのに必要な育成調教要員及び飼養要員（以下「調教要員等」という。）を置くことができる。

4 前項の規定により調教要員等を置こうとする場合、短期責任者は、あらかじめ第2項で定める申請書を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 短期責任者は、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 育成調教をしようとする馬の管理を行うこと。
- (2) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱（以下「要綱」という。）に定める使用料等を納付すること。
- (3) 短期責任者又は調教要員等が育成調教場の施設、備品等に損害を生じさせた場合は、場長が相当と認める額を賠償すること。
- (4) 調教場利用馬の調教日誌等の保管を行い、場長の要請があつた場合は提出すること。

6 短期責任者は、育成調教場を使用するときは、これに臨場して、当該馬の管理を行うとともに、調教要員等に適切な指示を与えなければならない。

(承認の要件)

第4条 前条第1項の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第14条の規定により、競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (2) 育成調教を行うことのできる十分な技術等を有するものと認められない者
- (3) その他承認することが適当でないと認められる者

(育成調教用馬)

第5条 育成調教場において育成調教することのできる馬（以下「育成調教用馬」という。）は、競走の用に供する目的の軽種馬であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 1歳の7月から日本中央競馬会のトレーニング・センター、競馬場等に入りゆうするまでの間にあるもの。
- (2) 前号のほか、育成調教場の目的を達成するため場長が適当と認めたもの。

2 前項の規定による育成調教用馬の育成調教を開始しようとする場合、短期責任者は、あらかじめ第3条第2項で定める申請書を場長に提出し、その承認を受けなければならない。

(育成調教場の使用)

第6条 育成調教場の使用の形態は、日帰り使用及び短期の滞在使用とする。

(使用料の納付)

第7条 短期責任者は、要綱に定める使用料等を使用した日毎当日までに納付しなければならない。

(遵守事項)

第8条 短期責任者及び調教要員等は、要綱、要領、この内規及びその他場長が定めた事項を遵守するとともに、その命令に従わなければならない。

附 則

この内規は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年1月1日から施行する。